

労働基準監督業務  
《論点等説明資料》

省内事業仕分け室作成資料

## 主な論点

- 全ての事業場を直接監督指導することは難しい中で、効果的、効率的な監督指導がなされているか。

(参考) 事業場に占める監督対象事業場数

- ①適用事業場数：4,087,519 事業場（平成 18 年事業所・企業統計調査）
- ②監督実施件数：146,860 件（平成 21 年）

- 司法処分は適切に行われているか。悪質な事案は確実に送検しているのか。

(参考) 司法処分の状況

- 司法処分：1, 110 件（平成 21 年）
- 送検された者：2, 320 人

(次ページに続く)

<効率的・効果的な監督指導>

- 現在の人員体制では、すべての事業場を臨検監督することは難しい中で、監督指導の効果が上がるようにどのような工夫がされているのか。臨検監督対象の事業場は計画的に選定されているか。

(参考) 事業場数に占める監督対象事業場数

- ① 適用事業場数：4,087,519 事業場 (平成 18 年事業所・企業統計調査)
- ② 監督実施件数：146,860 件 (平成 21 年)
- ③ 割合 3.6% (②/①)

- 指導監督、是正勧告を実施した後に、その改善状況を十分に確認しているか。

(参考) 指導監督、是正勧告を行った事業場の是正状況

東京・大阪・愛知労働局の各労働基準監督署が平成 21 年 6 月に実施した定期監督において是正勧告した法違反が、本年 6 月までに是正されたものの状況は、以下のとおり。

- ① 定期監督実施事業場：1,474 事業場
- ② 是正勧告した事業場：987 事業場  
うち、是正した事業場：940 事業場 (95.2%)

- 中小企業などを中心に、未だ労働基準関係法令に対する理解が不十分な事業主がいるのではないかと。周知活動は計画的かつ効果的に行われているか。

(参考) 周知の実績

- (1) 集団指導の開催 8,943 回開催 (平成 21 年度)
- (2) 自主点検の実施 27.8 万件実施 (平成 21 年度)

- 【種類別実施結果】
- ① 一般労働条件の確保・改善対策：10.3 万件
  - ② 長時間労働の抑制対策：6.0 万件
  - ③ その他：11.5 万件

- 労働者等からの申告に対して、迅速かつ十分に対応し、必要な労働者の保護が図られているか。申告の処理件数、要する期間及び解決率は適切か。

(参考) 申告事案の処理状況、解決率など

- (1) 申告処理件数は 48,448 (平成 21 年の新規受理 42,472 件、前年からの繰越 5,976 件)  
(平成 21 年)
- (2) 申告処理に要した期間等 (東京局渋谷署：平成 21 年度上期)
  - ① 申告処理に要した期間：37.1 日 (解決事案では 31.8 日)
  - ② 申告処理の解決(注)率：59.1%

(次ページに続く)

※この他に、

- ・事業場が倒産し未払賃金立替払制度により救済を図ることとしたもの：13.7%

- ・経営不振による資金不足、労働者に重大な責任があること（金銭の横領、暴行、出勤不良等）等を理由に指導に従わないもの：27.2%
- （注：労基法等違反が認められた事案のうち、事業主が行政指導に従い是正したもの）

○ 労災事故を防止するため、急迫した危険がある場合には使用停止等を命ずることができるとされているが、十分に機能しているのか。

（参考）使用停止命令等の措置状況

- 使用停止等命令の是正状況（平成21年）
  - ① 命令件数：4,553件
  - ② 是正件数：4,508件（是正率：99.0%）

<全国的な対応>

○ 企業によっては全国的に展開しているものもあり、名ばかり管理職の問題のように、全国一斉に監督指導を行うことが必要となるが、本省、労働局、監督署が必要な連携を図り、行うことができているのか。

（参考）全国一斉監督の事例

（1）管理監督者の範囲の適正化

- ① 時期：平成20年9月以降
- ② 目的：「名ばかり管理職」問題改善のための管理監督者の範囲の適正化
- ③ 実施状況（平成22年5月末現在）：改善指導 369企業

【改善企業 159企業（約11,800店舗）】

（2）派遣元事業場に対する全国一斉監督

- ① 時期：平成21年2月から3月
- ② 目的：厳しい経済・雇用情勢下における派遣労働者等の労働条件確保（解雇手続や休業手当・賃金の不払等の未然防止）、裁判例等に照らし不適切な雇止め、解雇等に関する啓発指導、
- ③ 実施結果：全国で2,411件の監督指導を実施。

主要な法違反（休業手当未払・労基法第26条、賃金未払・労基

法第24条、雇止め基準に基づく指導など）

（次ページに続く）

<司法処分>

○ 司法処分は適切に行われているか。悪質な事案は確実に送検しているのか。

(参考) 司法処分件数 : 1,110 件 (送検された者 : 2,320 人) (平成 21 年)

- ①貸金不払事案 295 件、②法令違反を原因とする死亡災害等事案 432 件、
- ③労災隠し事案 102 件、④貸金不払残業事案 34 件、⑤その他 247 件)

### <監督官の専門性>

- 司法警察員の権限を有する監督官は、経営等の企業の実態に関する知識や、捜査手法等の習得が必要であるが、そのような知識、能力をどのように習得しているのか。

(参考) 研修等の実施状況

- ①新任研修(採用年度、3 か月、基本的知識・技術。)・実地訓練 (6 か月)
- ②上級研修(5 年目、4 週間、企業会計帳簿・司法実務を含む。)
- ③専門研修(10 年目、2 週間、企業会計における資金の流れ・強制捜査演習を含む。)
- ④昇任に応じた管理者研修 (課長研修・署長研修)